

徳島県告示第五百二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和七年九月三十日

徳島県知事 後藤 田 正 純

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出	廃止年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		の受理日	
株式会社ケイアン ドエム	徳島市西新浜町二丁目二番 七八号	むかい福祉用具レン タル・販売部	徳島市西新浜町二丁目二番 七八号	介護予防福祉 用具貸与	令和七年七月 十二日	令和七年九月 一日